

令和8年第6回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月5日(金)午後2時00分
場 所 別府市役所 農業委員会室
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第2号 非農地証明願について

追加議案第1号 非農地証明願について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の継続審議について

報告第2号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1)農地法第3条の3の規定による届

(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一 2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好 4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代 6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 2名

中部地区 佐藤 進蔵 内成地区 園田 喜久男

出席職員

事務局長 塩月 香

局長補佐 中川 朋美

主任 高橋 恒太

午後2時00分 開会

(事務局)

それでは、総会を始めるに当たり、お願い事項がございます。総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。議案に上程しました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認の上ご発言ください。それでは、ただいまより令和8年第6回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(議長)

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、本日は議案の関係で、2名の推進委員に出席いただいておりますので、積極的なご発言をお願いいたします。今回もスムーズな進行を心がけてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、4番委員、5番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。議案につきましては、事前に皆さんに送付しております。報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをご覧ください。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、番号1 譲渡人と譲受人共に別府市の方です。区分農振地域・農用地区域外、申請の土地 大字南畑 登記地目 畑 現況 畑 2,317㎡です。申請事由は、譲渡人が、高齢になり耕作できないため。譲受人が既存の資材置場が手狭になってきたためです。総会資料をご覧ください。1ページは申請書、2ページは事業計画書、3 ページは土地利用計画図です。重複しますので、説明は割愛します。4ページは位置図、5ページは航空写真、どちらも赤い枠で示された部分が今回の申請地となっております。6ページは、7番委員と推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上でございます。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。本件について、7番委員から何かございますか。

(7番委員)

特にはないのですが、資材置場ということですが、2年くらい前まで畑でしっかりきれいに作っていたのですが、現地確認したときは、草が生え、畑には何も作っていませんでした。

(議長)

何かご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認めます。議案第1号申請番号1番については、許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号「非農地証明願、番号1」について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第2号 申請番号1についてです。申請人 別府市の方 農振地域外、申請の土地 大字平道、登記地目畑、現況 山林 1,513㎡ です。理由、相続したが高齢のため、です。総会資料をご覧ください。7ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。8ページが位置図、9ページが航空写真、どちらも赤の線で囲った部分が申請された筆です。10ページが7番委員、推進委員に現地確認していただいた時の写真です。この土地は令和5年3月に農業委員会が非農地判断し、非農地通知を発送していますが、地目変更しておらず、相続で所有者も変更になったため、非農地証明願を申請するものです。以上です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。それでは、7番委員から補足説明をお願いします。

(7番委員)

現地確認をしたところ、もう一面に大木が生えて成長していて農地としては認められないような土地でした。

(議長)

7番委員からの補足説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1については、非農地判断することに決定いたしました。

(事務局)

はい、議長よろしいでしょうか。ここで1件、追加議案第1号を提出させていただきます。お手元に配布しております追加議案第1号「非農地証明願について」、でございます。本件は、告示に間に合わなかった案件ですが、申請者等の諸般の事情を鑑み、追加の議案として上程し、審議をお願いするものでございます。

(議長)

ただいま事務局から議案の追加及び審議のお願いがございました。追加議案第1号「非農地証明願について」を議題として追加し、審議することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

それでは、追加議案第1号「非農地証明願について」を追加の議題とし、審議することを決定いたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは追加議案をご覧ください。番号1、申請人 大分市の方 農振地域外、申請の土地 大字鶴見、登記地目 原野、現況 原野 1,016㎡ です。理由、取得時より原野、です。追加議案資料の1ページ目が非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。2ページが位置図、3ページが航空写真、どちらも赤の線で囲った部分が申請された筆です。4ページが会長、3番委員、推進委員に現地確認していただいた時の写真です。ここは、地目は原野です。開拓原野で大字鶴見の一部などは農地扱いとなるところになっていますが登記地目が原野のため令和5年に農業委員会を通さず、所有権移転している経緯があります。今回、所有者が建物を建てるため都市計画課に申請を提出した際、農業委員会への申請が必要であると知り、非農地証明の申請に来られました。すでに所有権移転が終了しているため会長に相談し、追加議案とさせていただきました。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。3番委員、推進委員に確認をお願いしました。補足説明をお願いします。

(3番委員)

開拓原野ということで非常に扱いが難しいのですが、市街化区域ということで、非農地証明を出していいと思います。

(議長)

ただいま3番委員から説明がありました。推進委員何かあればお願いします。

(推進委員)

ここは昔から原野ということで、この建物の下側には豚舎とかあったのですが、この所は、もう昔から何もなくて非農地証明ということでいいのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。追加議案第1号について、ご質問等があればお受けいたします。

(6番委員)

説明の中で諸般の事情でと。この受付が6月1日なのですかね。急きょここで、議案であるのですけど。もし聞いてよければその諸般の事情って何でしょう？

(議長)

事務局はお願いします。

(事務局)

申請者の方がまさかここが開拓原野で農業委員会に許可がいるものだという事を知らずに事業を進めていらっしゃいました。実際に都市計画課で事業の申請をしたときに、農業委員会の総会の議案として諮らないといけないものだということが初めてわかって、今日に至ります。事業の進行具合から考えて、その次の総会まで待ついとまがないということをお断りいたしまして、大変申し訳ないのですが、今回、追加議案としてさせていただいた、というところが事情でございます。

(議長)

他にご意見、ご質問はありませんか？

(各委員)

なし。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。追加議案第1号「非農地証明願について」を非農地判断することにご異議ございませんか？

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認めます。追加議案第1号について非農地判断することに決定いたしました。続きまして、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請の継続審議について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請の継続審議について」報告いたします。資料は議案の4ページになります。5月の総会で継続審議となりました案件について、本来ならば、6月総会で審議する予定でした。が、今回の6月総会で審議することが適当ではないと判断し、議案を報告という形にいたしました。本日は報告ですので、申請を許可する、しないという結論は出さずに、事務局から今日は、なぜ再審議ではなく、報告としたかの説明と、これからの流れについてお話をさせていただきます。

はじめに、議案を審議ではなく報告としたかの説明です。5月の総会で申請者ご本人の

お話を伺い、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。その中で、「今回は土地を購入するのではなく、比較的耕作しやすい土地を借りてはどうか」との委員の方からのご意見に対して、総会後に、申請人に確認をしました。5月総会の中でご本人から「借りてもいい」との発言がありました。ご本人は、「借りるのではなく、5月の総会の議案の申請どおり、土地を全て購入し、耕作していきたい」との訴えがありました。

5月の総会の中でご指摘があったとおり、そもそも購入した土地全部を耕作する「全部効率利用要件」を満たすことができるのか？年間のべ250日就農すると記載のあった営農計画の見込みが甘いのではないか。周辺地域への協力ができるのか、周辺の方々からの協力を得られるかといった「地域との調和要件」を満たすことができるのか。継続審議となっているこの議案について審議すべきかどうか、担当地区の委員の2人、会長と協議を重ねました。

これからについてですが、申請者と引き続き、「全部効率利用要件」「地域との調和要件」について、しっかりと聞き取りをし、改めて7月に議案として上程できるよう、準備をしていきます。私からは以上です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。それでは、続きまして、報告第2号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1ついて」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から4について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。次に、その他について事務局より説明をお願いします。

午後2時55分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長

会長

署名委員 4番委員

署名委員 5番委員
